

## 富山県公益通報制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報の処理に関し県がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、県民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって県民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (通報の窓口)

- 第2条 県民等から県への通報については、知事政策局広報課（以下「広報課」という。）において受け付けるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、通報者の利便の向上を図るため、弁護士が担当する窓口を設置し、通報を受け付けるものとする（以下「弁護士窓口」という。）。
  - 3 弁護士窓口の業務を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）は、知事が委嘱する。
  - 4 担当弁護士の任期は、1年とする。
  - 5 担当弁護士は、再任することができる。

### (通報の受付)

- 第3条 広報課は、当該通報を公益通報と認めるときは、当該通報の内容を通報対象事実に係る処分又は勧告等の事務を分掌する室課（以下「通報処理機関」という。）に連絡するものとする。
- 2 広報課は、当該通報が公益通報に該当しないものと認めた通報のうち、当該通報の内容を通報処理機関に連絡する必要があると認められるものについては、当該通報処理機関に対し、情報として提供するものとする。
  - 3 担当弁護士は、当該通報の内容のうち、通報者の氏名、住所、所属及び連絡先その他個人が特定される情報を秘匿した上で経営管理部総務課政策法務班（以下「政策法務班」という。）に連絡するものとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により担当弁護士から連絡を受けた政策法務班について準用する。
  - 5 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する連絡を行った広報課又は政策法務班は、経営管理部行政経営室（以下「行政経営室」という。）に対し、当該通報の内容を連絡するものとする。
  - 6 県民等から直接通報処理機関に通報があった場合にあつては、当該通報処理機関が当該通報を受け付けるものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

### (通報の受理)

第4条 前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による連絡又は同条第6項の規定による通報を受けた通報処理機関は、次に掲げるいずれかの事項を通報者に通知するものとする。この場合において、当該通報が弁護士窓口を経由したものであるときは、政策法務班及び担当弁護士を通じて通報者に通知するものとする。

- (1) 当該通報を公益通報として受理し、調査を行う旨
  - (2) 当該通報を公益通報として受理したが、調査を行わないこととする旨及びその理由
  - (3) 当該通報を公益通報として受理しない旨及びその理由
- 2 前項に規定する通知を行った通報処理機関は、その旨を行政経営室に連絡するものとする。
  - 3 通報者が連絡を望まないとき又は匿名等の理由により連絡先が不明なとき等は、第1項の規定にかかわらず、通知を行わないものとする。
  - 4 前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による連絡又は同条第6項の規定による通報を受けた通報処理機関は、県以外の行政機関が通報処理機関であると認めたときは、当該県以外の行政機関に対して当該通報内容を連絡するとともに、通報者に対して当該県以外の行政機関を教示するものとする。この場合において、当該通報が弁護士窓口を経由したものであるときは、政策法務班及び担当弁護士を通じて通報者に教示するものとする。
  - 5 第2項の規定は、前項に規定する連絡及び教示を行った場合について準用する。
  - 6 前2項の規定は、前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を受けた通報処理機関について準用する。
  - 7 前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を受けた通報処理機関は、必要があると認めたときは、通報者に対して回答するなど、適切な措置を講ずるものとする。

#### （通報処理担当者）

- 第5条 第3条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による連絡又は同条第6項の規定による通報を受けた通報処理機関は、通報処理に従事する職員（以下「通報処理担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 通報処理担当者は、原則として、当該通報処理機関の長及び長を直接補佐する者とする。この場合において、当該通報処理機関の長は、必要があると認めるときは、当該通報処理機関の職員の中から通報処理担当者を指名することができる。
  - 3 通報処理担当者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

#### （調査の実施）

- 第6条 通報処理機関は、通報の受理後、当該通報について調査を行う必要があると認めるときは、通報処理担当者に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認める方法で行うものとする。
  - 3 調査の進捗状況については、法の適切な執行の確保、利害関係人の業務状況、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して、適宜、通知することができる。この場合において、当該通報が弁護士窓口を経由したものであるときは、政策法務班及び担当弁護士を通じて通報者に通知するものとする。

#### （調査実施後の教示等）

- 第7条 第4条第4項及び第5項の規定は、前条第1項の調査の実施後において、当該行

政機関ではない他の行政機関が通報処理機関であることが明らかになったときについて準用する。

- 2 前項において準用する第4条第4項の規定により、県以外の行政機関に対して連絡を行う行政機関は、法の執行上問題のない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を当該県以外の行政機関に対して提供することができる。

(是正措置)

第8条 通報処理機関は、第6条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

(通報者への通知等)

第9条 通報処理機関は、第6条第1項の調査の結果を通報者に対して通知するものとする。この場合において、当該通報が弁護士窓口を経由したものであるときは、政策法務班及び担当弁護士を通じて通報者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する通知を行った通報処理機関は、その旨を行政経営室に連絡するものとする。
- 3 第4条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

(協力義務)

第10条 通報対象事実に対して、通報処理機関が複数あるときは、連携して調査又は措置を行うなど、相互に緊密に連携し協力するものとする。

- 2 職員は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(利益相反の排除)

第11条 職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

(事務分掌)

第12条 県民等からの公益通報全般に関する企画、連絡及び調整に関することは、広報課において処理する。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、県民等からの公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。